

令和8年度 臼杵市医学等奨学生募集要項

医学部や看護学校などに就学を希望する
臼杵の子どもを支援します！



令和7年10月作成

臼杵市

1. はじめに

臼杵市では、臼杵市の医療を支える医師と看護師の育成・確保や、能力ある生徒・学生が経済的な理由によって医学部や看護学校などへの修学をあきらめることがないように支援することを目的として、医学生（臼杵市医師会と協働）と看護学生のための奨学金制度を実施しています。臼杵で育つ子どもたちが、奨学金を利用することで安心して勉学に励み、「夢」を叶えられることを期待しています。

2. 奨学金の概要

貸与金額	月 額	医学生	1～3 年生のとき:50,000 円
			4～6 年生のとき:100,000 円
		看護学生	50,000 円
	入学準備金(医学生・看護学生)		100,000 円
貸与期間	令和 8 年 4 月から在学する大学や看護学校などの正規の最短修業期間まで		
貸与方法	毎月、指定の金融機関口座に振込		
利 子	無利子		

3. 応募資格

以下のすべての要件を満たす方

- (1) 本人または生計維持者^{※1}(保護者)が、申請時と奨学金貸与期間中に臼杵市に住民登録があること
- (2) 将来、臼杵市内の医療機関の業務に従事することを考えていること
- (3) 大学医学部や看護学校^{※2}などに在学している者または入学が見込める者

※1. 生計維持者:父母又は父母がいない場合は代わって家計を維持している者

※2. 看護師の免許を得ることを目的として、文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した養成所(養成施設)

※3. 歯学部・薬学部・獣医学部は、「臼杵市大学生等奨学資金制度」の対象となります。

4. 募集概要 & 応募方法

- (1) 募集人数:医学生…2 名 ・ 看護学生…4 名
- (2) 募集期間:令和 7 年 10 月 27 日(月)～令和 8 年 4 月 3 日(金) 16 時 00 分

※ 郵送の場合は、令和 8 年 4 月 3 日(金) 消印有効です。

- (3) 応募方法:次の必要書類を、持参か郵送のいずれかの方法で提出

- (4) 必要書類:① 臼杵市医学生等奨学資金申請書(臼杵市のホームページからダウンロード可能)
- ② 申請書追加・補足事項記入用紙(臼杵市のホームページからダウンロード可能)
- ③ 以下のいずれかのうち、当てはまる方の書類の提出をしてください
- (ア) 令和7年度に高校を卒業することが見込まれる方
- ・ 臼杵市医学等奨学生推薦調書(出身高等学校長による推薦)
- (イ) すでに大学等に1年以上在学している方
- ・ 令和7年度後期時点の大学等の成績通知書(コピー可)
- ※ 大学等発行の成績証明書等は、単位を取得できなかった科目を含む、履修した科目全ての成績の記載があるものを提出してください。

市担当職員による住民情報と税務情報の閲覧・取得に同意しない場合は、以下の書類も必要です。

- ④ 世帯全員分の住民票(続柄の記載があるもの/発行日から3ヵ月以内のもの)
- ⑤ 世帯の所得課税証明書
- (5) 提出先:〒875-8501 臼杵市大字臼杵 72-1 臼杵市役所 保険健康課 奨学金担当
(持参の方は、臼杵庁舎1階 14 番窓口までお越しください)

5. 他の奨学金制度との併給

本制度は他の奨学金制度(日本学生支援機構等)との併給が可能です。

ただし、他の奨学金制度側に併給できない旨の規定がある場合もありますので、ご確認ください。

※ 臼杵市大学生奨学資金制度との併給はできません。

6. 選考・決定

提出された書類により選考委員会にて学力基準・家計基準・人物基準をもとに決定し、本人に通知します(令和8年4月下旬頃予定)。

通知後2週間以内に連帯保証人と連署した保証書と誓約書兼同意書を提出していただきます。

7. 貸与期間中の奨学生の義務

奨学生は、貸与期間中、次に定める義務を果たす必要があります。

- (1) 毎学年末には大学の成績証明書等を提出すること。
- ※ 大学等発行の成績証明書等は、単位を取得できなかった科目を含む、履修した科目全ての成績の記載があるものを提出してください。
- (2) 休学、転学、復学、退学および住所変更など重要な事項に異動があった場合は、速やかに異動届出書や住所変更届を提出すること。

8. 奨学金の休止・廃止

次のような場合は、奨学資金の貸与を休止または廃止することがあります。

- (1) 奨学資金の貸与を必要としなくなり、または辞退した場合
- (2) 休学または退学した場合
- (3) 学業成績または素行が著しく不良となった場合
- (4) 傷病等のため学業を続ける見込みのなくなった場合
- (5) 生計維持者(保護者)および本人が臼杵市の住民でなくなった場合
- (6) 必要な書類の提出がなされない場合 など

※奨学金の貸与が廃止になった場合には、原則として一括返還をしていただきます。

9. 奨学金の返還

貸与終了後には、所定のお手続きのうえ、以下のとおり返還していただきます。

- 返還期間: 医 学 生 … 借りた期間^{※1}の3倍の期間内(最低3年・最長18年)
看 護 学 生 … 卒業後10年以内

※1. 借りた期間が3年未満の場合は、3年間貸与したものとみなします。

※2. 奨学金が途中で打ち切られた場合は、原則として一括で返還することになります。

※3. 正当な理由なく返還が遅れると、延滞利息がかかってしまいます。

- 返還のパターン: 月払い、半年払い、年払い、一括払いから選べます。

10. 奨学金の返還猶予

以下の場合には所定の手続きを行えば、返還を待てる(猶予)可能性があります。

- (1) (医学生の場合)医学部卒業後、借りた期間^{※1}の2倍の期間が経っていない
- (2) 医師免許や看護師免許を取得して臼杵市内の医療機関で働いている
- (3) 災害や病気、進学などのやむを得ない事情^{※2}があって、返還が困難

※1. 借りた期間が3年未満の場合は、3年間貸与したものとみなします。

※2. 以下の場合も「やむを得ない事情」としてみなされ、それぞれ猶予期間の上限が定められています。

- ① 卒業したが、経済的に安定するまで時間を必要とする場合 → 最大6か月間の猶予が可能です。
- ② 臼杵市内の医療機関で働く意思があるが、在学中に医師免許や看護師免許を取得できず、引き続き勉強を続ける場合 → 最大1年間の猶予が可能です。

11. 奨学金の返還免除

以下の場合には所定の手続きを行えば、返還が免除される可能性があります。

- (1) 死亡や重い病気で返還が困難または不可能になった場合(既に収めた分を除く全額免)
- (2) 臼杵市内の医療機関で、借りた期間と同じ期間働いた場合(全額)
- (3) 臼杵市内の医療機関で働いている期間中に、死亡や心身の不良、その他やむを得ない理由で仕事を続けられなくなった場合(一部)
- (4) 臼杵市内の医療機関で働いていたが、借りた期間に達する前に臼杵市内の医療機関で働くのを止めた場合(一部)

※既に返還した奨学資金については、免除できません。

12. お問い合わせ先

何かご不明点などがあれば、以下担当までお気軽にお問い合わせください。

臼杵市役所 保険健康課 奨学金担当

TEL: 0972-63-1111(内線 5611)

開庁時間:月～金曜日 8時30分から17時15分まで(祝日・休日・年末年始を除く)